

大阪市西成区役所
地下駐車場管理運営業務
使用者募集要項

令和6年11月
大阪市西成区役所

目 次

1 募集対象物件	1
2 応募資格要件	1
3 地下駐車場使用条件等	3
4 応募申込手続	3
5 質疑書の提出及び回答	4
6 価格提案書の提出及び審査	4
7 使用許可申請の手続き	6
8 使用予定者の決定の取り消し	6
9 使用予定者が決まらなかった場合	6
10 その他	7
(参考) 事業の進め方	8
(書式) 応募申込書	9
(書式) 誓約書	11
(書式) 質疑書	13
(書式) 価格提案書	14
(参考) 価格提案書の記載についての注意事項	15
(参考) 〈見本〉 価格提案書	16
(書式) 委任状	17

大阪市西成区役所地下駐車場管理運営業務使用者募集要項

大阪市西成区役所が行う大阪市西成区役所地下駐車場管理運営業務使用者（以下「使用者」という）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申込ください。

1 募集対象物件

- (1) 名称
大阪市西成区役所地下駐車場
- (2) 所在地（住居表示）
大阪市西成区岸里1丁目5番20号
- (3) 区分
西成区役所地下2階
- (4) 面積
498.50平方メートル（別紙1図面のとおり）
- (5) 駐車台数
36台（うち2台は身体障がい者車両専用区画）
※別紙図面参照
- (6) 最低使用料（税抜）
月額381,500円

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 駐車場管理運営業務（自らが管理・運営するものに限る）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。
- (4) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないもの。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 本市が実施した駐車場使用者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退、若しくは使用許可を取り消し、虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (7) 駐車場管理運営業務について、使用許可を受けてから1年以上安定した運営を行える健全な財務状況を有しているものであること。

※大阪市暴力団排除条例（抄）

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則（抄）

第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 地下駐車場使用条件等

- (1) 使用者は、駐車場として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用する。
- (2) その他営業日、営業時間等については、別紙仕様書のとおりとする。

4 応募申込手続

- (1) 申込受付期間
令和6年11月26日（火）～12月23日（月）
各日とも午前9時30分～午後5時00分
（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く）
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行わない。
- (2) 申込受付場所
大阪市西成区岸里1丁目5番20号
大阪市西成区役所7階総務課（72番窓口）
- (3) 申込必要書類
 - ① 応募申込書（本市所定様式）
 - ② 誓約書（本市所定様式 A4サイズ両面）
※ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印を行うこと。
 - ③ 個人の場合…印鑑登録証明書
法人の場合…印鑑証明書
 - ④ 個人の場合…住民票の写し
法人の場合…登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履行事項証明書」のいずれでも可）
※③、④については、発行後3ヵ月以内のものに限る。
 - ⑤ 国税及び大阪市税（個人又は法人等の市民税、固定資産税、都市計画税（土地・建物））の未納の税額がないことの証明書の写し。ただし、国税は納税証明書（その3）に限る。
 - ⑥ 定款（最新のもの）
 - ⑦ 事業概要（個人の場合は、創業日、事業内容、実績等がわかるもの及び令和5年分の所得税確定申告書の写し。法人の場合は、会社概要、直近の貸借対照表及び損益計算書）
- (4) 申込みの手続き
受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参すること。
（郵送、電話、FAX、電子メールによる提出は受け付けない）
- (5) 申込み書類の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。
- (6) 応募にあたっての留意事項

- ① 価格審査後の使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行わない。
- ② 応募の取下げは、申込受付期間内に限って行うことができる。
- ③ 提出された応募申込書の内容が本募集要項及び仕様書に反する場合は受付を取り消す。
- ④ 申込受付以降に応募資格要件を満たさないことが判明した場合は、その旨を通知する。通知を受けた者は価格提案を行うことはできない。

5 質疑書の提出及び回答

- (1) 受付期間
令和6年11月26日（火）午前9時30分～12月23日（月）午後5時00分
- (2) 提出方法
上記受付期間内に質疑書（本市所定様式）により、西成区役所総務課あて電子メールにより送信すること。質疑書以外での質疑は受け付けない。
送信先メールアドレス tx0001@city.osaka.lg.jp
- (3) 質疑への回答日及び回答方法
令和7年1月14日（火）に質疑内容を整理したうえで、応募申込者全員に電子メールにより回答する。ただし、質疑がない場合は回答しない。

6 価格提案書の提出及び審査

- (1) 価格提案書の提出及び審査の日時
令和7年1月24日（金）午前10時30分から午前11時まで価格提案書の提出を受け付け、午前11時から価格提案審査を行う。
- (2) 価格提案書の提出及び審査の場所
大阪市西成区岸里1丁目5番20号
大阪市西成区役所4階4―5会議室
- (3) 提出書類（当日持参するもの）
 - ① 価格提案書（本市所定様式）
 - ② 委任状（代理人により応募しようとする場合）
 - ③ 印鑑（代理人により応募しようとする場合は、委任状に押印した印鑑）
- (4) 価格提案書の投函方法
 - ① 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、入札箱に投函すること。
 - ② 応募は、代理人に行わせることができる。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函すること。なお、押印について、価格提案者本人にあっては実印、代理人にあっては委任状の「受任者」欄に押印した印鑑とすること。
- (5) 応募価格の表示
応募価格は、月額の使用料（税抜）を表示すること。なお、電気料金は

応募価格に含めないこと。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(7) 価格提案審査

- ① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立ち会いのもとで行う。
- ② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせる。
- ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできない。なお、価格提案審査の当日出席しなかった者または価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなす。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とする。

- ① 最低使用料を下回る価格によるもの。
- ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの、または権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの。
- ⑤ 所定の価格提案書を用いないで価格提案したもの。
- ⑥ 応募資格者またはその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ⑧ 他の応募資格者の代理人を兼ねまたは2以上の代理人として価格提案したときは、その全部のもの。
- ⑨ 応募価格または応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの
- ⑪ 価格提案に関し不正な行為を行った者が行ったもの。
- ⑫ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(9) 使用予定者の決定

使用予定者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とする。

なお、使用予定者の決定には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続きの説明を行う。

(10) くじによる使用予定者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした応募資格者が2以上ある

ときは、直ちにくじにより決定する。当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（当該審査事務に関係のない職員）が応募資格者に代わってくじを引き、使用予定者を決定する。この際、価格提案書に押印した印鑑が必要。

(11) 審査結果の公表

使用予定者を決定したときは、応募申込者及びその者の金額を、使用予定者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表する。

また、西成区役所ホームページに決定金額、使用予定者名及び法人・個人の区分を掲載する。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき、または災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、または価格提案審査期日を延期することがある。

7 使用許可申請の手続き

使用予定者は価格提案審査後、本市が指定する期日までに、使用許可手続きを行うこと。使用許可は応募申込書に記載された名義で行うこと。

8 使用予定者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、使用予定者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 使用予定者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他使用予定者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

9 使用予定者が決まらなかった場合

(1) 先着順による申込受付

令和7年1月29日（水）午前9時30分から、先着順で受付する。

なお、先着順による使用許可については、申請資格は前記「2 応募資格要件」と同様とし、使用許可にあたっての条件等も仕様書等と同様とする。

使用料については、最低使用料と同額とする。

(2) 申込受付期間

令和7年1月29日（水）～2月5日（水）

各日とも午前9時30分～午後5時00分

（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く）

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行わない。

受付開始時刻より早く受付場所に到着した場合でも、その到着時刻による先

後は設けず、一律に受付開始時刻に到着したものとみなす。同時に複数の申込があった場合は、抽選により使用予定事業者を決定する。

10 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、使用予定者の負担とする。

本募集要項に定めのない事項は、関連法令、地方自治法、同施行令、大阪市財産条例等の関連諸法令に定めるところによって処理する。

募集に関する問い合わせ先

〔	大阪市西成区役所総務課 大阪市西成区岸里 1 丁目 5 番20号 電話 (06) 6659-9683	〕
---	--	---

事業の進め方

募集要項の配布、応募申込受付開始
(令和6年11月26日)



応募申込書・質疑書提出期限 (令和6年12月23日)



質疑書回答 (令和7年1月14日)



価格提案審査・駐車場使用予定事業者の決定
(令和7年1月24日)



使用許可申請の手続き (使用者決定後～2月上旬)



使用許可書の交付 (令和7年3月中)



使用許可・駐車場運営の開始 (令和7年4月1日)

受付番号

令和 年 月 日

応募申込書

大阪市長 横山 英幸 様

募集要項の各条項を承知の上、大阪市西成区役所地下駐車場管理運営業務使用者募集について、次に掲げる事項を誓約した上で、次のとおり申し込みます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 駐車場管理運営業務（自らが管理・運営するものに限る）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。
- (4) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないもの。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 本市が実施した駐車場使用者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退、若しくは使用許可を取り消し、虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (7) 駐車場管理運営業務について、使用許可を受けてから1年以上安定した運営を行える健全な財務状況を有しているものであること。
- (8) 募集要項の各条項を十分承知の上で応募すること。

なお、決定金額及び設置予定事業者の法人・個人の区分を公表することに同意します。

- 1 申込者 住 所
(所在地)
電 話 番 号
氏 名 印
(名称及び代表者氏名)

実印

- 2 応募物件 大阪市西成区役所地下駐車場管理運営業務使用者募集
- 3 所在地 大阪市西成区岸里1丁目5番20号 西成区役所地下2階

4 添付書類

(1) 応募申込書(本市所定様式)

(2) 誓約書(本市所定様式 A4 サイズ両面)

※ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印を行うこと。

(3) 個人の場合…印鑑登録証明書 法人の場合…印鑑証明書

(4) 個人の場合…住民票の写し 法人の場合…登記事項証明書又は登記簿謄本(登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履行事項証明書」のいずれでも可)

※(3)、(4)については、発行後3ヵ月以内のものに限る。

(5) 国税及び大阪市税(個人又は法人等の市民税、固定資産税、都市計画税(土地・建物))の未納の税額がないことの証明書の写し。ただし、国税は納税証明書(その3)に限る。

(6) 定款(最新のもの)

(7) 事業概要(個人の場合は、創業日、事業内容、実績等がわかるもの及び令和5年分の所得税確定申告書の写し。法人の場合は、会社概要、直近の貸借対照表及び損益計算書)

(誓約書様式(表))

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

実印

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

使用財産：大阪市西成区役所

2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

○大阪市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

質 疑 書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

F a x

該当箇所
質疑内容

大阪市西成区役所総務課 担当者 平井

電 話 06-6659-9683

メールアドレス tx0001@city.osaka.lg.jp

価 格 提 案 書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市西成区役所地下駐車場管理運営業務使用者募集において、下記の金額で当該地使用事業者として使用許可を希望します。

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

応 募 価 格 (月 額 ・ 税 抜)							
							円

- ☐ 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- ☐ 応募価格は、月額使用料（税抜）とします。
- ☐ 金額の前枠に、「円」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。

価格提案書の記載についての注意事項

- (1) 訂正の容易な筆記具（鉛筆など）で記載しないでください。必ず、楷書でボールペン又はペンなどで記載してください。
- (2) 「年月日」欄は、価格提案の実施年月日（令和7年1月24日）を記入してください。
- (3) 「住所、氏名」欄及び「実印」は、「応募申込書」の記載内容と一致するようにしてください。

ただし、代理人（委任状が必要）が価格提案をする場合は、「住所」「氏名」欄に委任状の「委任者」欄に記載した「所在地」「法人名称」及び「代表者氏名」を記載し、さらにその下に「上記代理人」と記載し、委任状の「受任者」欄に記載した「氏名」を記載し、「受任者」欄に押印した「印」を押印してください。

- (4) 「金額」欄は、1 枠に1 字ずつ算用数字「1、2、3……」で記載し、金額の前枠に「¥」又は「金」を記載するか、押印による『留印』をしてください。
- (5) 応募価格には消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。
- (6) 誤って記載し訂正する場合は、その部分を二重線 ―― で抹消し、訂正印を押印のうえ正しく書き直してください。

「金額」欄を訂正する場合は、誤った数字だけではなく、金額全てを二重線 ―― で抹消し、訂正印を押印のうえ、金額すべてを正しく書き直してください。

- (7) 使用許可を希望しないこととなった場合は、必ず価格提案書の「金額」欄に「辞退」の旨を記載して提出（投函）し、価格提案書を持ち帰らないでください。
- (8) 「最低使用料（予定価格）」を下回る価格提案は無効となりますので、十分注意してください。また、価格提案書の記載事項に不備があれば、内容により無効となる場合がありますので注意してください。

記載例

価 格 提 案 書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市西成区役所地下駐車場管理運営業務使用者募集において、下記の金額で当該地使用事業者として使用許可を希望します。

代理人が提案するときは、氏名の下に上記代理人と記載し、代理人の氏名を記載してください。

住 所 大阪市中央区本町1丁目4番5号
(所在地) 株式会社 連調

氏 名 代表取締役社長 管財太郎
(名称及び代表者氏名) 上記代理人 大阪花子

印 大阪

金額の前に留印

応 募 価 格 (月 額 ・ 税 抜)							
			¥	3	8	1	5 0 0 円

応募者本人が押印する場合は実印を、代理人が押印する場合は委任状に押印している代理人の印鑑を押印してください。

- ☐ 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- ☐ 応募価格は、月額使用料（税抜）とします。
- ☐ 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。

※金額欄訂正の場合は、誤った数字だけでなく、金額すべてを訂正し訂正印を押印して下さい。

(例) 1,500 円 を 1,600 円と訂正する場合

	1,600	6
(正)	1,500	(誤) 1,500

令和 年 月 日

委 任 状

大阪市長 横山 英幸 様

(委 任 者)

住 所

氏 名 印

実印

下記の者を代理人と定め、貴市における大阪市西成区役所地下駐車場管理運営業務使用者募集要項に付帯する一切の権限を委任します。

(受 任 者)

住 所

(所 在 地)

氏 名

印